ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

令和6年9月2日財関第843号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、令和６年３月１日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

当該閣議了解に基づき、令和6年5月10日より１個（粒）あたりの重量が1カラット以上のロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドが輸入の禁止措置の対象となっているが、今般、重量の閾値を0.5カラットに引き下げる措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示が令和6年10月2日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書等の通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を確認すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

令和6年9月2日20240902貿局第2号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

ロシアを原産地とするダイヤモンドの輸入禁止措置について

上記の件について、令和6年3月1日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二日 経済産業大臣　齋藤　健

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　後 | 改　正　前 |
| 三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。１～６　［略］７⑴～⑼　［略］ | 三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。１～６　［略］７⑴～⑼　［略］ |
| ⑽　ロシアを原産地とするダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるものに限る。）であって、一個あたりの重量が〇・五カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。 | ⑽　ロシアを原産地とするダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるものに限る。）であって、一個あたりの重量が１カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。 |
| ８　［略］ | ８　［略］ |

附則

この告示は、令和六年十月二日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。